

■二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画策定方針（仮称）の概要

項目	概要		
第1章 実施計画策定方針の趣旨			
1-1 実施計画策定方針の目的と位置づけ	・町の上位関連計画（総合計画等）で公共施設のあり方の見直しや大規模町有地の有効活用が位置付けられていることから、平成25年度に策定した「二宮町公共施設再配置に関する基本方針」や最新の情勢を踏まえ、着実に公共施設の再配置と町有地の有効活用などを進めるための方針を整理。		
1-2 目標年次	・中長期的な計画として概ね50年間を見据える。実施計画は10年毎に見直しを行う。		
1-3 対象施設	・庁舎、貸館、スポーツ施設、文化施設、教育施設、子育て施設、消防施設、地域集会施設、その他、全66施設を対象とする。ただし、プラント施設の桜美園、ごみ積替施設及び広域で運営しているウッドチップセンターはこの計画では統廃合の検討は行わない。また、現在普通財産となっている旧ふるさとの家と旧ITふれあい館についてもこの計画で統廃合等の検討は行わない。		
第2章 公共施設と町有地の現状と課題			
2-1 人口	・現在約2.9万人であるが、平成47年には約2.2万人、平72年には1.7万人まで減少し、少子高齢化が進行すると予測。公共施設の利用状況や財源に大きな影響。（将来の人口推移のデータ掲載）		
2-2 財政	・人口減少と少子高齢化に伴い、町の税収の減少、義務的経費の増加により、公共施設の更新・改修予算確保は困難が見込まれる。（50年間の更新費用245億円と公共施設への投資見込額64億円の精査・検討を行い、データ掲載）		
2-3 公共施設	・全66施設、延床面積約6.8万㎡。 ・多くの施設が築30年以上が経過し、新耐震基準に準拠していない施設も多数ある。 ・今後50年間の更新・改修費を総額245億円と予測した。 ・公共施設の整備や管理運営における公民連携の導入は進んでいない。		
2-4 町有地	・町は、公共施設等の用地として東大果樹園跡地（37,625㎡）、国立小児病院跡地（9,861㎡）、正泉寺跡地（12,180㎡）を購入し所有しているが、暫定的な利用に止まっており、有効活用がなされていない。		
2-5 公共施設再配置・町有地有効活用の動向	・全国で公共施設の整備や管理運営において、公民連携（民間事業者や地域住民との連携）の取り組みが進んでいる。また、国も公共施設等総合管理計画の策定や公共施設における民間活力の導入を推進している。		
2-6 課題	・厳しい財政状況に備えた効率的な運営管理や計画的な整備によって、将来的な財政負担を軽減する必要がある。 ・人口の変化にあわせた行政サービスの見直しとともに、施設規模の適正化や用途の転換を図る必要がある。 ・地域間で偏りが生じないような適正な施設配置とするとともに、適正な受益者負担についても検討する必要がある。		
第3章 実施計画策定方針			
3-1 実施計画策定方針	・公共施設三原則と基本方針に基づく公共施設・町有地有効活用実施計画策定方針を定める。 （例）・将来を見据えた施設配置 ・公共施設の多機能化と統廃合 ・効率的・効果的な管理運営 ・計画的な施設整備		
3-2 公共施設の削減目標	・対象期間：平成72年（概ね50年後） ・削減目標：総延床面積の●割削減、50年間の更新・改修費総額の●割削減		
第4章 シンボル事業	・「町民サービス・利便性の向上が期待できる」、「民間のノウハウや資金の活用が可能」、「比較的短期間で事業効果を町民にアピールできる」を満たす事業をシンボル事業として抽出。		
第5章 各公共施設の方針（記載例） ※具体的な内容は実施計画（素案）に記載			
	短期（10年後まで）	中期（30～40年後まで）	長期（50年後まで）
庁舎	・耐震性が低い役場庁舎については、工法や費用等の比較検討を町が行い、耐震化又は暫定庁舎の整備を行う。	・更新後は予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 ・耐震化、暫定庁舎整備の結果により、役場新庁舎の計画を検討する。	・更新後は予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。
貸館	・耐震性が低く老朽化が進んでいる施設は他の施設への機能移転するなど統廃合を検討する。 ・予約方法等を検討する。	・更新を行った施設は予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。	・更新を行った施設は予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。
福祉施設	・予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。老朽化の状態に応じて更新する。 ・空きスペースの有効活用等を検討する。		
スポーツ施設	・耐震性が低く老朽化が進んでいる施設は他の施設への機能移転するなど統廃合を検討する。 ・サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度の導入を検討する。 ・予約方法等を検討する。	・老朽化の状態に応じて更新（又は本設）する。その際、他の施設との複合化を検討する。	・更新後は予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。
文化施設	・予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。老朽化の状態に応じて更新する。 ・予約方法等を検討する。		
教育施設	・町教育委員会が中心となり、児童・生徒数の減少を踏まえた学校の適正配置を検討する。	・検討を行った学校の適正配置を踏まえつつ公共施設の適正配置を行い、公共施設の総延床面積の削減を図る。	・更新後は予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。
子育て施設	・予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。老朽化の状態に応じて更新する。 ・借り上げ施設については、他の施設への機能移転を検討する。		
消防施設	・老朽化が進んでいる施設は、更新する。	・予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。	
地域集会施設	・予防保全型の維持管理により、耐震化を含め長寿命化を図る。老朽化の状態に応じて更新する。 ・児童館と老人憩の家は、名称・利用料の統一化や管理方法・管理経費の見直しを地域の組織を活用（地区移管含む）して行うなどの検討を進める。 ・更新時期にあわせて、重複している施設を集約し、縮減を目指す。		
その他	・予防保全型の維持管理により、耐震化を含め長寿命化を図る。		
第6章 町有地の方針（記載例）			
	短期（10年後まで）	中期（30～40年後まで）	長期（50年後まで）
東大果樹園跡地	・公民連携を前提として、子ども達を中心とした交流の場としての活用を検討する。	・短期で検討・実行された内容により、公共施設用地としての活用を継続的に検討する。	・検討・実行された内容により、公共施設用地としての活用を継続的に検討する。
国立小児病院跡地	・町の活性化につながるような事業提案を整理する。	・短期で検討・実行された内容により、公共施設用地としての活用を継続的に検討する。	・検討・実行された内容により、公共施設用地としての活用を継続的に検討する。
正泉寺跡地	—	・役場庁舎、町民センター、武道館と一体的な活用を検討する。	・検討・実行された内容により、公共施設用地としての活用を継続的に検討する。
第7章 財源の確保	・更新・改修費の支出に備えた基金を設置する。 ・補助金を最大限活用する。 ・PFI、PPP等の手法による民間資金を活用する。 ・地方債は、財政状況を踏まえ計画的に活用する。		
第8章 町の将来像の実現	・公共施設再配置・町有地有効活用は、コスト削減、効率化に留まらず、町の将来像の実現に資する。		